

本学の受付窓口で

「国民年金保険料」の納付が 猶予される手続きが出来ます！



本学は、学生の期間「国民年金保険料」の納付が猶予される「学生納付特例制度」の手続きが出来る、国の認可を受けた指定大学です。市区町村役場や年金事務所に行かなくても、本校の窓口で簡単に手続きが出来ます。

未納のままにしていたり、「学生納付特例制度」の手続きが遅れたりすると・・・

障害基礎年金が受給できない場合があります。

障害基礎年金とは？

病気やけがで障害が残った場合に、受け取ることができる年金です。年金は、老後のためだけのものではありません！！

**20歳以上の方は本学で早めに
「学生納付特例制度」の手続きを！！**

受付窓口：学生支援課生活支援係

川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター（1階③窓口）

※20歳以上の方で国民年金に加入されていない場合（厚生年金等に加入されている場合を除く）は加入手続きが必要になります。

※「学生納付特例制度」が申請されているかの確認や、年金制度全般のご質問については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。